

河北町議会議員研修会

- 1 研修日程：平成30年5月10日 13時～
- 2 テーマ：地方自治法の一部改正と議会の制度・運営の大改革について
- 3 講師：山形県町村議会議長会 事務局長 武田裕樹
- 4 研修目的：地方自治法改正における議会選出の監査委員の選任について。

平成29年度地方自治法の一部改正(H32.4施行)における議会の役割については、多くは一律に決められているのではなく、自治体ごとに議会の決定によって選択できるようになりました。

特に、地方自治法第196条は「監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財産管理、事業の経営管理その他行政経営に関し、優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。」と改められました。

【監査委員の現状】

1 監査委員の仕事

監査委員は、地方自治法第195条の規定に基づいて設置されており、町長から独立した立場で河北町における「財務に関する事務の執行」と「経営に関わる事業の管理」が法令に準拠して適正に行われているか、また、効率的かつ効果的に行われているかを監査します。

2 監査委員の定数

監査委員の人数は、人口規模に応じて地方自治法に定められています。河北町監査委員条例で、監査委員の定数を2名と定め、町長が議会の同意を得て、識見を有する者と議会議員から1名選出します。

任期は、識見委員が4年で、議選委員は、議員の任期によります。

3 識見委員（代表監査委員）

人格が高潔で、町の財産管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者の中から選任される委員

4 議選委員

河北町議会議員の中から選任される委員

【研修要旨】

○法改正の背景

- ・ 監査を受ける立場である長が監査委員を選任しているため、監査委員の独立性が十分確保されていないのではないか。
- ・ 議員のうちから選任される議選委員については、短期で交代する例が多いことや、当該地方公共団体の内部にある者であり、その監査が形式的になりがちではないか。
- ・ 監査委員は、長からだけでなく議会からも独立した存在とする必要から、議選監査委員を廃止し、議会は当該地方公共団体の行政全般にわたって幅広い見地から執行機関をチェックするという本来の機能を果たすべきではないか。
- ・ 議選監査委員の制度は当初の狙いについて山梨学院大学の江藤俊昭教授いわく「監査委員制度が生まれた際に、識見だけではなく、力を持った議選が要るからこそ充実した監査できる」と、その必要性がうたわれた。
- ・ 監査委員としての経験が議会での審議にプラスに働く面もある。
- ・ 議選監査の存在は、予算を審議しているという点などからも決算審査での議論に深みと広がりを与える意味で有用である。

などについて御教示賜りました。

今後においても、河北町の議会選出議員の在り方について、引き続き検討していく必要があります。